

柏崎市農業経営運転資金サポート事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、柏崎市の農業を将来にわたって支える人材を確保することを目的に、市内の新規就農者の営農の安定化を図るため、予算の範囲内において交付する補助金に関して、新潟県柏崎市補助金等交付規則（昭和50年規則第29号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助対象者は、市内に住所を有する者のうち、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第14条の4の認定を受けていない者
- (2) 経営開始日から3年以内の45歳以上50歳未満の新規就農者

2 前項の経営開始日とは、農地を取得した日、農業機械を取得した日又は農産物の販売を開始した日のいずれか早い日をいう。

(補助対象経費)

第3条 補助対象経費は、就農に必要な次に掲げる経費とする。

- (1) 農地購入費又は借地料
- (2) 農業用施設・機械購入費又は借上料
- (3) 自ら生産する農産物等に使用する種苗費、肥料・農薬衛生費、素畜費および飼料費
- (4) 農業研修費（講師料を含む。）

(補助金の額等)

第4条 補助対象経費に8/10を乗じた額を補助金額（上限補助額20万円）とする。ただし、申請日から遡って5年以内に市外から市内に転入している場合は、初年度のみ上限補助額を30万円とする。

2 前項の規定により算出した補助金額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

3 同一の補助対象者に対する補助期間は、当該補助金を初めて申請した年度から起算して3年間又は補助対象者が50歳に到達する日の属する年度までのいずれか早い方とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする補助対象者は、柏崎市農業経営運転資金サポート事業補助金交付申請書(別記第1号様式)に、市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 申請の期限は、交付を受けようとする年度の5月末日までとする。ただし、交付申請の総額が事業予算に達しない場合はこの限りでない。

(交付条件)

第6条 交付条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助金の交付の対象となる事業及びその内容が、柏崎市農業経営運転資金サポート事業補助金交付申請書に記載のとおりであること。
- (2) 補助事業の内容の全部若しくは一部を変更しようとするとき、又は補助事業を中止しようとするときは、速やかに報告し、市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けるものとし、市長の承認を受けて処分した場合において相当の収入があったときは、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。
- (4) 規則及び柏崎市農業経営運転資金サポート事業補助金交付要綱の規定を遵守すること。
- (5) 補助金の交付の決定を受けた補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又はその遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、適当と認めたときは、柏崎市農業経営運転資金サポート事業補助金交付決定通知書(別記第2号様式)により、不

適当と認めるときは、柏崎市農業経営運転資金サポート事業補助金不交付決定通知書（別記第3号様式）により、補助対象者に通知するものとする。

（実績報告）

第8条 補助対象者は、事業が完了したときは、柏崎市農業経営運転資金サポート事業補助金実績報告書（別記第4号様式）に、市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第9条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、これを審査し、適当と認めるときは、柏崎市農業経営運転資金サポート事業補助金確定通知書（別記第5号様式）により、補助対象者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第10条 補助対象者は、虚偽その他不正によって補助金の交付を受けた場合又は第4条第1項ただし書の規定により交付を受けている者で、補助金交付決定の日から起算して1年以内に市外へ転出した場合は、速やかに補助金を返還しなければならない。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

（失効）

2 この要綱は、令和13年3月31日限り、その効力を失う。ただし、補助金の支払については、令和13年5月31日までの間は、なおその効力を有する。